

重要事項説明書（訪問看護）

2024.06.01 改正

牧野記念病院訪問看護ステーション

1 事業所の概要

事業所名	牧野記念病院訪問看護ステーション
所在地	横浜市緑区鴨居 3-8-16 カームムカイハラ 203 号
事業者番号	1 4 6 3 3 9 0 3 8 2 号
管理者及び連絡先	小川 幸枝 電話 045(937)6263 FAX 045(937)6461
サービス提供地域	横浜市緑区、神奈川区、都筑区、旭区、保土ヶ谷区、港北区

2 事業所の職員体制等

管理者	名	看護師	名	理学療法士	名	事務員	名
-----	---	-----	---	-------	---	-----	---

3 営業時間

区分	平日	土曜日	休日
営業時間	9:00～17:00	9:00～13:00	日曜日・祝祭日

※年末年始と、12月30日～1月3日は休祭日扱いとなります。

4 訪問看護サービスの目的

事業所の看護師その他の従業員が病気や怪我等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた者に対し、適切な訪問看護を提供する事を目的としています。

5 訪問看護サービスの方針

主治医の指示のもとで、利用者の状態に合わせ、安心した療養生活を送れるよう支援する事を方針としています。

6 サービス利用料及び利用者負担

(1)訪問看護を提供した場合の利用料は介護保険法に基づく本人負担分を徴収します。

介護保険でのサービス提供にあたって、交通費は無料ですがサービス提供地域を越え訪問する場合は交通費を頂きます。（別紙「利用料のご案内」参照）

(2)医療保険での訪問看護サービスの自己負担金は医療保険の種類により異なります。一定時間を超えるサービス休日や時間外のサービスは差額をいただきます。交通費は負担があり、距離に応じて変わります。

（別紙「利用料のご案内」参照）

7 訪問看護サービスの内容

「訪問看護サービス」とは①病状・傷害・全身状態の観察②清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持③療養上の世話④褥創の予防、処置⑤ターミナルケア⑥認知症利用者の看護⑦カテーテル等の管理⑧リハビリテーション⑨その他、医師の指示による医療処置を、提供させていただきます。

訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行う事があること。

8 緊急時の対処方法

(1)緊急時の対処方法については、あらかじめ主治医に確認します。

(2)訪問看護サービス実施中に、利用者の病状の急変、その他事故発生など緊急事態が発生した時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じます。主治医との連絡が取れない場合には、緊急搬送等の必要な処置をします。

9 事故発生時の対応

事業者は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、事故及びその事故に際してとった処置について記録します。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

10 ターミナルケアについて

住み慣れた地域の愛する家族と自分の家で、残された人生をその人らしく有意義に過ごせるように、主治医と連携の下にターミナルケアに係る計画書及び支援体制のもと、最後まで支援していきます。

11 秘密の保持

事業者は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持します。

12 キャンセル

利用者がサービスの利用の中止をする際には、訪問予定日前日 17:00 までにステーションへ連絡下さい。

電話番号：045-937-6263

利用者の都合で、当日キャンセルされる場合はキャンセル料(各保険の利用者負担金)を申し受ける場合がございますのでご了承下さい。

(利用者の体調急変、やむを得ない事情等の場合は考慮致します。)

13 悪天候時・災害時・感染症拡大時の対応について

原則訪問いたしますが、大雪、自然災害(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等)、感染症拡大時はその規模や被害・感染状況により訪問が困難な場合は利用者や家族と相談の上、訪問日の変更、訪問中止などの対応をとらせていただくことがあります。災害時には災害状況や関連情報を把握し安全を確認したうえで、関係機関と連携し、通常業務を速やかに回復させるよう努めます。

14 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4)前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5)身体的拘束について、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、それを行ってはならない。身体的拘束等を行う場合は、その理由、状況に関して記録する。

15 業務継続計画の策定等

- (1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- (2)事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。
- (3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

16 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年1回以上実施する。

17 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情相談窓口	担当： 管理者 小川 幸枝 電話番号： 045(937)6263 受付時間： 9:00～17:00（営業日）
--------	--

○公的機関においても、次の機関においても苦情申立等ができます。（土・日曜日・祝日・年末年始除く）

横浜市 健康福祉局 介護事業指導課	所在地: 中区本町 6-50-10 電話番号: 045—671—4252 受付時間: 8:45～17:00	神奈川県 国民健康保険 団体連合会	所在地: 横浜市西区楠町 27-1 電話番号: 045—329—3447 受付時間: 8:30～17:15
緑区福祉保健センター(高齢・障害支援課)	所在地: 寺山町118 電話番号: 930—2315 受付時間: 8:45～17:00	神奈川区福祉保健センター(高齢・障害支援課)	所在地: 広台太田町3-8 電話番号: 411—7019 受付時間: 8:45～17:00
港北区福祉保健センター(高齢・障害支援課)	所在地: 大豆戸町26-1 電話番号: 540—2325 受付時間: 8:45～17:00	保土ヶ谷区福祉保健センター(高齢・障害支援課)	所在地: 川辺町2-9 電話番号: 334—6394 受付時間: 8:45～17:00
都筑区福祉保健センター(高齢・障害支援課)	所在地: 茅ヶ崎中央32-1 電話番号: 948—2306 受付時間: 8:45～17:00	旭区福祉保健センター(高齢・障害支援課)	所在地: 鶴ヶ峰1-14-12 電話番号: 954—6061 受付時間: 8:45～17:00

18 当法人の概要

法人名	医療法人社団 武蔵野会	代表者名	中村 毅
業務の概要及び所在地電話番号	・牧野記念病院 住所 横浜市緑区鴨居2-21-11 電話番号 (933)4111 ・介護老人保健施設 牧野ケアセンター 住所 横浜市神奈川区菅田町1481-1 電話番号 (472)9111 ・牧野リハビリテーション病院 住所 横浜市緑区鴨居3-32-33 電話番号 (934)7000 ・牧野訪問介護ステーション 住所 横浜市緑区鴨居 3-8-16 カームムカイハラ 204 号 電話番号 (929)0321		
事業所数	4		

19 その他の重要事項

- (1) 従業者の質の向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備します。

事業者は、看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行い、事業所の整備及び備品の衛生管理に努めます。

20 第三者評価の実施状況について

・実地の有無

1.あり

2.なし

令和 年 月 日

指定訪問看護サービス提供にあたり、上記により重要事項を交付し、説明しました。

(事業者) 所在地 横浜市緑区鴨居 3-8-16 カームムカイハラ 203 号

事業所名 牧野記念病院訪問看護ステーション

管理者名 小川 幸枝 印

指定訪問看護サービス提供にあたり、上記の通り説明を交付し、説明を受け、同意をしました。

(利用者名) 住所

氏名 _____ 印 _____

(代理人又は立会人) 住所

氏名 _____ 印 _____

(続柄)

旭区	鶴ヶ峰 1-1 4-1 2	9 5 4-6 0 6 1	(045) 9 5 5-2 6 7 5
保土ヶ谷区	川辺町 2-9	3 3 4-6 3 9 4	(045) 3 3 1-6 5 5 0
港北区	大豆戸町 2 6-1	5 4 0-2 3 2 5	(045) 5 4 0-2 3 9 6
神奈川区	広台太田町 3-8	4 1 1-7 0 1 9	(045) 3 2 4-3 7 0 2
緑区	寺山 118	9 3 0-2 3 1 5	(045) 9 3 0-2 3 1 0
都筑区	茅ヶ崎中央 3 2—1	9 4 8—2 3 0 6	(045) 9 4 8—2 3 0 9